

電子帳簿保存制度の執行に関する国と地方公共団体との協力について

平成10年7月1日

税第142号

総務部長

国と地方団体との税務行政の運営上の協力については、昭和29年10月1日付け税第2537号総務部長通達等により実施されているところですが、本年7月1日から電子計算機を使用して作成する国税及び地方税の税務関係帳簿書類の保存方法等の特例制度が施行されることに伴い、国と地方団体との税務行政運営上の協力について、今回、自治省税務局企画課長より別添のとおり通知がありましたので、その趣旨を理解の上、電子帳簿保存制度の適切な執行に努めてください。

別添

自治税企第17号

平成10年6月29日

各都道府県総務部長

(税務課・市町村税担当課扱

い)

殿

東京都総務局長・主税局長

(税制課・地方課・区政課扱

い)

自治省税務局企画課長

電子帳簿保存制度の執行に関する国と地方公共団体との協力について

国と地方団体との税務行政の運営上の協力については、昭和29年の「国と地方団体との税務行政運営上の協力について(昭和29年9月20日自乙府発第195号)」をはじめとする通達に基づき円滑かつ適正な実施が図られているところですが、本年7月1日から電子計算機を使用して作成する国税及び地方税の税務関係帳簿書類の保存方法等の特例制度が施行されることに伴い、国と地方団体との税務行政運営上の協力について、今回、別添1のとおり了解されたので、その趣旨をご理解のうえ、その徹底を図り相互協力を遺憾のないように願います。

また、貴都道府県内市町村に対しても、この旨連絡のうえ、周知徹底されるようお願いいたします。

なお、このことについては、国税庁課税部長から各国税局長及び沖縄国税事務所長あて、別添2のとおり通達されているので申し添えます。

(別添1)

平成10年6月29日

電子帳簿保存制度の執行に関する
国と地方団体との協力について

国税庁課税部所得税課長

神原寧

自治省税務局府県税課長

片山善博

自治省税務局市町村税課長

上田紘士

国と地方団体との税務行政運営上の協力については、その円滑な実施が図られているところであるが、本年7月から施行される国税及び地方税の税務関係帳簿書類の電子帳簿保存制度の適切かつ円滑な実施を図るため、下記事項について了解することとする。

なお、国税庁及び自治省は、了解した事項について、それぞれ国税局及び税務署、都道府県及び市(区)町村に対し、その趣旨の周知徹底を図るものとする。

記

税務署は、国税(所得税)関係帳簿書類の電子帳簿保存の承認申請の却下、承認の取消、保存等の取りやめ及び変更に関する書類について、地方税法第20条の11に基づき、関係地方団体からその閲覧等の申出があったときは適切に協力を行う。

また、地方団体は、地方税(個人道府県民税、個人事業税及び個人市町村民税)関係帳簿書類の電子帳簿保存の承認申請の却下、承認の取消、保存等の取りやめ及び変更に関する書類について、所得税法第235条第2項に基づき、税務署からその閲覧等の申出があったときは適切に協力を行う。

なお、閲覧等の方法及び時期等具体的な取扱いについては、地区税務協議会等において事前に十分協議を行うものとする。

(別添2)

課所5 3

官総5 18

平成10年6月29日

国税局長

殿

沖縄国税事務所長

国税庁課税部長

電子帳簿保存制度の執行に関する国と地方団体との協力について

国と地方団体の税務行政運営上の協力については、昭和29年9月20日付官総1 212「税務行政運営上の協力に関する国税庁と自治庁との了解事項について」をはじめとする通達等に基づき円滑な実施が図られているところであるが、平成10年7月1日から実施される税務関係帳簿書類の電子帳簿保存制度の執行に当たっても国と地方団体の協力が必要であると認められることから、今回自治省との間で別添1のとおり了解したので、その趣旨の周知徹底を図るとともに、地方団体と十分協議を行い、今回の了解事項に従って相互協力を図り、電子帳簿保存制度の適切な執行に努められたい。

なお、自治省から各都道府県あて別添2のとおり通達されているので申し添える。